

# 計算書類の公告義務と中小企業の会計

松原正至

- 一 はじめに
- 二 中小企業における商法上の公告制度の意義
- 三 「中小企業の会計」——その意義について
- 四 株式会社・有限会社制度の新たな流れ——いわゆる一円会社の影響
- 五 中小企業の公告義務と会社法の現代化——その問題点
- 六 英国の中小企業政策と会社法の現代化——中小企業の決算書類開示に関して
- 七 結びにかえて

## 一 はじめに

すべての株式会社は貸借対照表またはその要旨を公告しなければならず（商法二八三条四項）、その公告は官報または時事に関する日刊新聞紙にこれを掲げて行わなければならないが（同法一六六条五項）、二〇〇一年の商法改正により、インターネットにて公開する場合には官報または新聞による公告をしなくともよいこととなった（同法二八三条五項）。インターネット上での計算書類の公開が認められるようになった背景には、官報または日刊新聞による計算書類の公開が中小企業の九割以上で行われておらず、また、中小企業は取引の範囲が限定的であり、公告の効果の割にはコ

ストが高いこと等がいわれていた<sup>①</sup>。

公告の効果については後章で紹介するように賛否さまざまに言われているが、少なくともコストの面については従来から言われていたことが妥当しない状況になってきたともいえる。たとえば、全国中小企業団体中央会ではホームページを用いての中小企業情報の公開支援を行っており、これを利用すれば貸借対照表の掲載を年間一件あたり一万円で行うことが可能となっている<sup>②</sup>。コストの面ではそのハードルは格段に低くなってきたのである。

制度的にはこれまでも公告を行わないことについて罰則が設けられてはいるが(商法四九八条一項二号参照)、実際には公告をしないことが半ば公然であったために機能していなかった。しかし、インターネット公告の導入により、商法上の原則に立ちかえって、開示をしないことについて当然に責任を問われることになりかねない状況になったともいえる<sup>③</sup>。

このような法的に不安定な状況は早急に改善されなければならないことは明らかであろう。たとえば、中小企業における計算書類の公告の意義・効果を再検討し、かりに商法上の公告には意義がないとの結論に達すれば一律に公告しないことを違法とする現在の法制度を改めるべきであるし、また反対に、何らかの意義が認められるとすれば、少なくとも現行法制度を維持するとしても、その意義が達成されるような公告が行われる制度にすべきだともいえる。

前者の考え方に関しては、そもそも現行の商法の制度が大規模な公開会社を念頭に置いたものであるために、数の上では圧倒的多数が存在する中小企業の実態やニーズが反映されていないとの従来からの批判が該当しよう(なお、有限会社法には計算書類の公告義務が課せられていないこともその一例であろう)。このような問題は今に始まったことではないが、バブル崩壊後のベンチャー企業支援ブームともいうべき流れが追い風となって、現在では中小企業のニーズにあった商法改正議論が活発になされている。中小企業における計算書類の公告の意義・効果についても例外ではなく、

検討の俎上にあがっている。

また、後者の考え方に関しては、中小企業の身の丈にあった会計のあり方について議論されているところである。以下では、これら二つの大きな動きの中で、中小企業の計算書類の公告のあり方について、商法上どうあるべきかについて検討していくこととする。

## 二 中小企業における商法上の公告制度の意義

二〇〇三年五月、中小企業政策審議会企業制度部会は、「中小企業政策の視点からの新しい会社法制のあり方について」と題する報告書（以下、「中政審報告書」という。）をまとめ、提言として公表した。<sup>④</sup>これは、二〇〇一年一月に公表された「中小企業政策の視点からの商法改正について」と題する提言において言及された商法改正に関する論点のうち、未だ実現に至っていない論点があること、さらには、この提言において中長期的な課題として、有限会社と非公開の株式会社の実体が近づいていることに鑑みて、中小企業の実体に即した新たな会社法制の検討を行うべきとしていること等をふまえ、改めて中小企業の立場からの商法改正について検討したものである。

本報告書では、まず検討の視点として、①会社法の中で、すべての会社が従うべき基本的な法制度としての規制内容を明確にした上で、成長する中小企業がその時々の実態・成長段階に応じて、最も適した運営ルールを選択できるようにすべきであること、②現行会社法は、所有と経営が分離した公開会社を念頭においており、会社法制を譲渡制限会社の実態に即して見直していくことが必要であること、③見直しの際には、会社法の個々の規定の目的に応じて検討することが必要であること、④会社法は、成長を目指す中小企業が、必要最低限のルールを満たした上で、

積極的に情報開示することや監査などの面においてより整備されたコーポレートガバナンスの仕組みを選択できるような制度とすることが必要であること、などを明記している。

この報告書においては、「計算書類の公告」と題する検討課題において、計算書類の公告義務について有効性を検証し、義務の必要性を含め見直すべきであるとする。まず現行制度の趣旨として、株式会社の公告義務の趣旨は、有限責任の制度的裏付けとして、新たに会社と取引しようとする相手方に会社の財務状態を知る手段を提供し、調査にかかる取引コストを削減することにある、有限会社に公告義務が課されていないのは、有限会社の非公開性を考慮して開示手続を緩和したものであるとする。そして見直しの方向性として、法制度としての公告義務の有効性について十分検証していく必要がある、法律による罰則付きの義務により強制する必要性も含めて、見直しをすべきであるとする。加えて、有限会社については、多くの株式会社が公告を行っていない現状を鑑みて、これまで通り公告義務を課すべきでないとする。このような結論に至った理由として、①現状では九割以上の会社が計算書類の公告を実施していないと言われており、中小企業にとって公告の実益が感じられないこと、②公告の利用者は主にまだ新たに取引に入っていない中小企業であると考えられ（金融機関や大手取引先は中小企業から直接財務情報入手しうるため）、その信用判断の実態は経営者個人の信用度など公告でもたらされる情報以外の情報であること、③中小企業の経営者の考え方として、経営上の必要性と無関係に財務情報を公開することには実益を感じられないというのが実態であり、さらに、競争相手に財務情報を知られることなどに強く不安を感じていることをあげている。

「中政審報告書」では、以上のようにすべての中小企業について公告義務を課すことについては懐疑的な立場をとる一方で、中小企業の財務情報の開示は、市場の要請としてこれまで以上に求められるようになってきているとして、中小企業の側が積極的に公告することには積極的に賛成している。これについては次章で述べる中小企業の会計基準の

ところで検討する。

「中政審報告書」が中小企業の視点からの商法改正事項を検討しているのに対し、法制審議会の会社法（現代化関係）部会は、複雑化しているわが国の会社法制の全体的な整合性を図って分かりやすくするとともに、現代社会により一層対応したものに改善するため等を目的に、二〇〇三年一〇月に「会社法制の現代化に関する要綱試案」（以下、「要綱試案」という）を公表した。なお、これに合わせて法務省民事局参事官室から「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」（以下、「補足説明」という）も公表されている<sup>5)</sup>。

「要綱試案」では、まず総論として、株式会社・有限会社の両会社類型にかかる規律の一体化を図り、両会社類型を一つの会社類型として規律する方向で検討するとの方針を明らかにしている。そして、いわゆる閉鎖会社である譲渡制限株式会社については現行の有限会社法の制度の選択を認めるとしている。

そして、開示・監査関係にかかる改正検討事項として、決算公告についても触れており、ここでは次のa案からe案までの五案が公表されている。

- a 案 株式会社・有限会社のすべてについて、決算公告を義務づけるものとする。
- b 案 現行制度に準じ、一定の範囲の会社について、義務づけるものとする。
- c 案 会計監査人による会計監査を受ける会社について、義務づけるものとする。
- d 案 会計監査人の設置が義務付けられる大会社について、義務づけるものとする。
- e 案 義務づけを廃止する。

決算公告について現行法の制度以外に、義務づけを行わないとする案が出されている背景について、「補足説明」では、現実には極めて多くの会社が公告義務を遵守していないことや、中小企業の信用は現実に供される担保・保証、

取引関係者間での評判、債権者による実際の会計帳簿等の調査等により維持されており、情報も少なく、監査も受けていない数値が掲載されるに過ぎない決算公告は信用維持に寄与する度合いは少ないという現実がある一方、財務内容を広く開示することにより被る事業者の不利益(例えば、利益を計上していることを理由に取引相手から値下げを要求される、逆に利益を計上していないことを理由に現金収支には問題のない会社であつても必要以上の信用収縮が起る等)の方が開示するメリットよりもはるかに大きいという意見等が出されたことをあげている。

a 案は、債権者に対する責任財産が会社財産に限られる会社類型においては決算公告の義務づけが必要であるという意見であり、b 案は現行制度に準じたものとすべきという意見である。これら二案については、現行法の下で決算公告義務を極めて多くの会社が遵守していないという制度の形骸化を事実上承認することとなり、会社法制の現代化を検討する態度として適切であるかは疑問である旨の反対意見が出されている。c 案または d 案は、決算公告を義務づけ、その財務内容に関する情報を法律の規定に基づき広く了知させることを求めるためには、その情報は専門家による監査を踏まえたものであるべきであるという考え方に基づくものであるとされる。これらに対して e 案は、現実には、決算公告の義務が遵守されず、また、実際の取引上はそれほど重要なものとして位置づけられていないこと等にかんがみ、各会社が任意に決算公告することは妨げないものの、法律上の義務づけは行わないとするものである。

### 三 「中小企業の会計」——その意義について

二〇〇二年六月、中小企業庁が主催する中小企業の会計に関する研究会が「中小企業の会計に関する研究会報告書」(以下、「研究会報告書」という。)を公表した。<sup>6)</sup>これは同年四月に施行された改正商法によりインターネットによる計算

書類の開示が認められ、ディスクロージャーが低コストで可能となったこと、さらに公開会社においては国際会計基準の調和の流れの中で、いわゆる新会計基準が次々と導入されているのに対し、中小企業が具体的にどのような会計を行うことが適切なのかについては、必ずしも明確に認識されてこなかったことを背景として、資金調達先の多様化や、取引先の拡大を目指す中小企業にとって望ましい会計のあり方を検討したものである。

この報告書では、非公開で、株式公開を目指さない、商法特例法上の小会社の会計を検討対象としているという点で、株式公開をめざすベンチャー企業であるとか新規産業を興すベンチャー企業などの政策支援に比べて対象としている会社が非常に広く、またその数も多数であることが特徴である。

「研究会報告書」では、中小企業の直面するニーズとして、資金調達の多様化と取引先の拡大を挙げ、これらのニーズを満たすために、商法上の計算書類を作成するにあたって準拠することが望ましい会計のあり方として「中小企業の会計」を明らかにしている。そこでは、中小企業の会計を考える際の判断枠組みとして次の五点を基本に据えている。

- ① 計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと。
- ② 経営者にとって理解しやすいものであるとともに、それに基づいて作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つこと。
- ③ 対象となる会社の過重負担にならないこと（現実に実行可能であること）。
- ④ 現実の実務に配慮したものであること。
- ⑤ 会計処理の方法について、会社の環境や業態に応じた、選択の幅を有するものであること。簡便な方法で代替可能な場合、その選択が認められること。

この判断枠組みに基づいて、各論として、会計方針の変更のあり方、金銭債権・有価証券・棚卸資産等の評価、貸倒引当金、固定資産の減価償却をはじめとする各種の会計項目について中小企業に適応した処理についてその考え方をのべているほか、キャッシュフロー計算書の作成や注記事項の推奨など、商法上義務づけられていない事項についても積極的に開示を行うべきとしている。

この報告書では、すべての小会社に対してこのようにすべきとの指針を示すのではなく、「制度を論ずるに当たり、全ての中小企業に関して一律な議論を行い、一律の対応を求めていくよりも、前向きな事業者の積極的取組みを支援・促進することが、結果として有意義なのではないかと考えられる。」<sup>(8)</sup>として、あくまで中小企業からの開示に対する主体的な取組に期待するというスタンスをとっている。したがって、中小企業にとっては単なる任意の会計指針にすぎないと考えることもできようが、「商法の規定の枠組みを前提として、税法、企業会計原則などの取扱いの中から、前向きな中小企業にとって望ましい会計のあり方を、現行実務や中小企業の対応可能性も十分考慮して、抽出して「必要がある」<sup>(9)</sup>との考え方に基づいて、例えば繰延資産にかかる項目についていえば、税法上の繰延資産と呼ばれるものについては長期前払費用として計上することが望ましい旨を明らかにしているなど、中小企業の現実に即した商法上の「公正なる会計慣行」(商法三二条二項)となるべきものを明示しようとしたものとして、今後の会計基準となる可能性を有したものとも評価できる。<sup>(10)</sup>

「中小企業の会計」が公表されて以後、日本税理士会連合会において「中小会社社会計基準」<sup>(11)</sup>(二〇〇二年一二月)が、日本公認会計士協会において「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」<sup>(12)</sup>(二〇〇三年六月)がそれぞれ公表され、中小企業の会計のあり方についてより具体的・実務的な指針が示された。また、二〇〇三年三月に金融庁より発表された「リレーシヨシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム——中小・地域金融機関の不良債権問

題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保——と題する報告書<sup>(13)</sup>においては、「研究会報告書」が「とりまとめられていること等を踏まえ、各金融機関に対し、財務諸表の制度が高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取り組みを期待する。」<sup>(14)</sup>として、各金融機関に対して、具体的な取り組みが求められることとなった。

さらに二〇〇三年一月には中小企業政策審議会企業制度部会が「中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みに関する報告書」<sup>(15)</sup>を公表し、先の「研究会報告書」で示された「中小企業の会計」の普及への取り組みを概括するとともに、今後の取り組みのあり方について提言を行っている。<sup>(16)</sup>

この報告書では、中小企業の会計の質の向上の重要性として、何よりも中小企業経営者自身の経営判断にとって極めて重要であること、また、資金調達や販路拡大をするに当たっても、信用力のある決算書を整え、開示していくことが極めて重要であることを強調している。その上で、中小企業の会計の質の向上に向けて実行していくべき事項として、次の五点を挙げている。

- ① 「中小企業の会計」の改訂を適切なタイミングで行う。
- ② 経営者等による理解を深める。
- ③ 中小企業の会計をチェックするサービスを発展させる。
- ④ 金融機関等によるインセンティブを構築する。
- ⑤ 制度面等での環境整備を図る。

このように本報告書では、中小企業の会計の質の向上に向けて、経営者自身だけでなく、税理士や公認会計士等の財務管理をサポートする者や金融機関、さらには税制など、多方面からの働きかけが重要であることを述べている。

しかしながら、まずは中小企業の会計に関する環境整備に主眼が置かれていることから、すべての中小会社に「中小企業の会計」を義務づけることはせず、まずは、中小企業の会計の質を向上させることに意欲のある中小企業に対して、「中小企業の会計」を普及・定着させていくことが現実的なアプローチであるとしている。

確かにこの報告書が主張するように、中小企業の会計の質を向上させることに意欲のある中小企業が率先して「中小企業の会計」に基づいて計算書類の作成を行わせることが現実的ではあろう。公告はそのような「前向きな」会社が任意で行うだけでよいともいえる。しかし他方で、近年では資本金の少なさのゆえに計算書類の作成を強制される中小企業というものが現れており、それとの関係でいえば計算書類の公告を義務としている現行法を肯定してもよいとする余地もある。これについて次章にて触れてみたい。

#### 四 株式会社・有限会社制度の新たな流れ——いわゆる一円会社の影響

資本金が一円のいわゆる「一円会社」が脚光を集めている。これは二〇〇三年二月に施行された中小企業挑戦支援法により、株式会社・有限会社の設立に必要な最低資本金規制が撤廃されたためであり、<sup>17)</sup> 現実に数多くの商法上の最低資本金（株式会社で一、〇〇〇万円（商法一六八条ノ四）、有限会社で三〇〇万円（有限会社法九条））を満たしていない株式会社・有限会社（確認株式会社・確認有限会社）が誕生している。<sup>18)</sup> ただしいずれも設立後五年以内に資本の額を株式会社では一、〇〇〇万円、有限会社では三〇〇万円以上にしなければ、合名会社または合資会社に組織変更しない限り、解散しなければならない（新事業創出促進法一〇条の一八第一・二項）。

最低資本金規制の特例を認めるにあたって、債権者保護の観点から、開示の強化と会社財産の流出の防止の措置（配

当や自己株式取得、会社分割等に関する制限）がとられている。開示の強化に関しては、解散事由の存在を定款（新事業創出促進法一〇条の三）に記載するとともに登記をしなければならぬ（同法一〇条の七）ほか、商号等の会社の基本情報について経済産業省へ提出し、それを経済産業省において公衆縦覧することとされている（同法一〇条の八）。さらに、財務状況を明らかにすることで債権者保護を強化するために毎事業年度、貸借対照表・損益計算書・利益処分案等を経済産業省へ提出し、そのうち提出された貸借対照表を経済産業省において公衆縦覧することとされている（同法一〇条の一）。したがって、対象会社は、財務状況を正確に把握・記帳し、計算書類を作成しなければならないことになる。つまり、経営者側が記帳について無関心ではすまされないのである。

中小企業挑戦支援法による最低資本金特例は二〇〇八年三月三十一日までに申請して確認を受けた創業者が設立する会社に認められる（新事業創出促進法一〇条）のであるが、先に触れた「要綱試案」では、最低資本金制度について、同制度が①設立に際して払い込むべき金銭等の価額、②剰余金分配規制における純資産額、③資本として表示することができる額のそれぞれの下限規制という機能を有するとして、特に①に関して以下のような見直し案が提示されている。

- a 案 株式会社について、現行の有限会社と同額の三〇〇万円とする。
- b 案 株式会社・有限会社について、三〇〇万円よりもさらに引き下げた額（例えば一〇〇万円、一〇万円等）とする。
- c 案 設立時に払い込むべき金額等の額については規制を設けない。

この見直し案については、「補足説明」において背景等も含めて詳細に説明がなされている。そこでは、新たな事業の創出・雇用の受け皿の確保によって経済活性化を図るために創業の支援が喫緊の課題となっていること、最低資本金制度が債権者保護という観点から導入されたといわれているところ、わが国がその参考としたヨーロッパ諸国の最

低資本金制度とは異なり、わが国の最低資本金制度を含む資本制度は、資本額に相当する財産を会社債権者のために維持するという制度にはなっていない等を理由として、最低資本金制度の引き下げあるいは撤廃に前向きな意見となっている。

## 五 中小企業の公告義務と会社法の現代化——その問題点

ところで、これまでの議論では、中小企業ではそもそも計算書類の作成や公告にかかるコストが強調され、他方ベネフィットは現実に認識されにくいといった現実論があったために、たとえば「中小企業の会計」を適用するとしても、「中小企業の会計の質を向上させることに意欲のある中小企業」という表現を用いて、その対象を認識したといえる。したがって、「中政審報告書」の立場——すべての中小企業について公告義務を課すことについては懐疑的な立場をとる一方で、中小企業の財務情報の開示は、市場の要請としてこれまで以上に求められるようになってきているとして、中小企業の側が積極的に公告することには積極的に賛成する立場——からは、決算公告をすべての会社に義務づける「要綱試案」のa案を除いては肯定できるものとなる。

しかし、中小企業挑戦支援法に基づいて設立された会社は計算書類を経済産業省に提出し、貸借対照表にあっては公衆縦覧に供されることから、仮に商法改正が行われ、決算公告が中小企業に義務づけられないことになり、かつ、最低資本金が減額・撤廃されることとなった場合には、例えば、それまで計算書類を提出しなければならなかった会社は提出不要になるとすることでのよいのか、あるいは、改正後に改正前の最低資本金未満で設立した会社については計算書類を提出させるとするのか、それとも改正後はまったく決算書類の公告を行わない（自主性に任せる）とするの

か、いずれも疑問なしとはいえないだろう。むしろ制度的に経営者の側に積極的に記帳させることが今以上に重要になってくるのではないかと思われる。<sup>(19)</sup>

この問題を検討するにあたり、最低資本金制度がなく、また中小企業の育成に政府が積極的に取り組んでいるという意味において、近年の英国の状況が非常に参考になることから、次に概観してみたい。

## 六 英国の中小企業政策と会社法の現代化——中小企業の決算書類開示に関して

近年の英国の中小企業政策は、英国貿易産業省 (Department of Trade and Industry, 以下、DTIという。) の一つの庁として二〇〇〇年四月に中小企業サービス (Small Business Service, 以下、SBSという。) が正式に発足したことにより新たな時代に入ったと言われている。<sup>(20)</sup> SBSは、二〇〇五年までに英国を世界の中で事業を起こし、経営していくのに最適な場所にするという目標を掲げ、二〇〇一年一月には、中小企業政策の方針として「Think Small First」と題する文書を発表した。<sup>(21)</sup> まさに「中小企業をまず考えよ」ということであり、企業文化と企業環境、規制、政府支援の分野において政府の果たすべき役割が述べられている。これにより、英国の中小企業政策は「Think Small First」の理念の下に展開されていくこととなったといわれている。<sup>(22)</sup>

SBSの設立により、中小企業政策はSBSを主体として行われることになったが、「Think Small First」では、政府機関のすべてが、その役割に応じて実施しなければならない考え方であることが明らかにされている。<sup>(23)</sup> このような政策が発表された背景には、中小企業の増大が経済の活性化と雇用吸収に貢献するであろうということ等があるとされる。<sup>(24)</sup>

「Think Small First」は文字通り、「中小企業をまず考えよ」ということであるが、法や規制との関わりにおいては、単に法律上の負担を減らすということではなく、次のような方針に基づく考え方であることが明らかにされている。<sup>25)</sup>

- ① 法の遵守は守られるべきであるが、それはできるだけ簡素な形で達成されるべきであり、また、法の遵守を行わせるためには明確な指針を提供すべきである。
- ② 中小事業者には、規制が実施される前にそれを理解する時間が与えられるべきであり、また、規制により多大な支出が生じる場合には猶予期間が与えられるべきである。そして政府は規制に伴う負担を最小限にする努力をすべきである。
- ③ 中小企業の助力となるよう、助言を行うネットワークを構築する。
- ④ 規則に関する情報は入手し易くし、かつ理解が容易となるようにする。

一方で、英国ではSBSの設立と前後して一九九八年から会社法の抜本的な改正の準備が進められている。この改正作業はDTIの主導の下で行われ、これまでに多数の報告書が公表されており、とりわけ四つの報告書において会社法全体の枠組みについて検討がなされている。<sup>26)</sup>そして英国政府は、これらの報告書を踏まえて、政府による回答ならびに会社法改正草案を「会社法の現代化—白書—」<sup>27)</sup>として二〇〇二年七月に公表している。なお、この白書についても意見照会が行われており、改正作業は現在も続けられている。<sup>28)</sup>

現在の英国の会社法改正は、現行の会社法制が非常に複雑なために法遵守に多大なコストがかかること等がその理由の一つであるが、これはもともと会社法が想定していなかった中小あるいは零細規模の会社が増大しているという背景もその一因である。すなわち、英国では現在一五〇万社が存在し、そのうち一〇〇万社は設立後一〇年未満の新

しい会社であること、またほとんどの会社が小規模のプライベート・カンパニー<sup>(29)</sup>であることから、大規模なパブリック・カンパニーを想定した現行の会社法の制度が実態と乖離しているのである。<sup>(30)</sup>一連の会社法改正作業は現代化というテーマの下に進められており、様々な要因からなされているのは当然であるが、その中でも中小企業の存在を強調しているのが今回の改正の特徴であり、とりわけ「Think Small First」の考え方が、制度設計にあたってはまず、典型的な小規模のプライベート・カンパニーから出発し、順次それよりも大きな会社に対する要件を付加していくという設計方針に現れている。<sup>(31)</sup>

英国においてもすべての会社は会計記録をつけなければならない(一九八五年会社法二二一条)、それを三年間(パブリック・カンパニーの場合には六年間)保管しなければならない(同法二二二条(五)項)。また年次計算書類(annual accounts)は、その写しを会計年度終了時から一〇ヶ月(パブリック・カンパニーの場合には六ヶ月)以内に会社登記所(Companies House)に提出しなければならず(同法二四四条(一)項)、これを怠ると罰金が科せられる(同法二四二A条)。

白書では、プライベート・カンパニーに対して、計算書類の提出期限を一〇ヶ月から七ヶ月に短縮するものの、<sup>(32)</sup>会計制度を簡素化するとともに小規模会社に該当する定義の基準をEU基準で認められた上限まで引き上げることにより、小規模会社とされる範囲が拡大されることとなった。<sup>(33)</sup>

まず小規模会社の範囲についてであるが、次に挙げる基準の少なくとも二つを満たす会社が小規模会社とされる。

- ① 売上高 (Turnover) …… 四八〇万ポンド未満 (現行二八〇万ポンド)
- ② 総資産 (Balance sheet total) …… 二四〇万ポンド未満 (現行一四〇万ポンド)
- ③ 従業員数 …… 五〇名未満 (現行のまま)

その上で、小規模会社とされた場合には、計算書類(キャッシュフロー計算書、連結財務諸表を除く)の作成に加えて、

より簡潔な一枚の補足説明書 (supplementary statement) を提出すればよく、それらは現在の中小企業向け会計基準 (Financial Reporting Standard for Smaller Entities, 以下、FRSSEという) に基づいて作成すべしとする。<sup>34)</sup> なお、中小規模の会社に認められていた簡略計算書類 (abbreviated accounts) は廃止するとされた。<sup>35)</sup>

また現行法では一定の基準以下の小規模会社では監査は行われていない(一九八五年会社法二四九A条及び二五〇条)。例えば二〇〇〇年六月までは年間売上高が三五万ポンド以下の会社であれば監査は不要であったが、それ以外の会社については完全な監査が要求されていた。このことは、該当するすべての会社が実行可能というわけではないという現実があったため、正式な監査に代えて、独立した専門家の意見 (Independent Professional Review) を採用すべきとする改正提案がなされていた。しかし政府は、確認できる手続が明確でないことを理由にこの考えを否定し、二〇〇〇年七月から当該基準を三五万ポンドから一〇〇万ポンドに引き上げることで現在ののような段階的に監査の必要性を確保する制度を維持するとした。<sup>36)</sup>

## 七 結びにかえて

英国の会社法改正議論は、現実には小規模の会社が数の上では圧倒的多数を占めるといふ現実を直視するとともに、その現実に合わせて法を改正するという方向で進んでいる。この方向性は「中政審報告書」や「要綱試案」で示されているものと同じである。しかも法制度の違いはあるにせよいづれも緩和あるいは簡素化の流れである。

わが国の法制度では、決算書類を作成しなければならぬ仕組みとなっていることから、計算書類の作成については、いかに小規模の会社だからといって作成しないでは済まされない。しかし現実には、多数の中小企業について、

税務上の必要性から帳簿の作成をしても、商法上の計算書類を進んで作成しているとはいえないであろう。そのような状況の中で、商法上の決算公告の義務がなくなれば、事態はますます悪くなるように思われるのは杞憂であろうか。

幸いなことに公告に関するコストは格段に安くなっており、また、記帳の際の指針となる会計基準についても、「公正なる会計慣行」に向けてその理論的整合性が詰められようとしているだけでなく、日本税理士会連合会や日本公認会計士協会、さらには金融機関等がその普及に向けて取り組むほか、制度面での環境整備も図られることとなっている。また、比較法的にも、最低資本金がなく、会社設立が容易とされる英国であってさえ会社規模に関係なく計算書類は作成・開示させる方向である。

このような状況を考えるなら、商法上の決算公告の義務は現状のままとし、それによって規模の小さな会社でもすんで計算書類を作成させる制度を構築することが必要ではないだろうか。もちろん、公告に示された情報の信頼性を確保するために、関連する制度の整備は喫緊の課題となろうが、<sup>37)</sup>制度が未整備だからといって公告しなくてよいとするのではいつまでたっても制度は整備されないのであろう。まずは公告義務を徹底させることによって「優良な企業」を育てることはできないだろうか。<sup>38)</sup>

(1) 中小企業政策審議会企業制度部会「中小企業政策の視点からの商法改正について」二二頁（二〇〇一年一月）。

(2) 全国中小企業団体中央会のHPにて手続の概略が紹介されている。  
<http://www.chuokai.or.jp/info/disclose.html> 参照。

(3) 同旨のものとして、上村達男「公告に代わる措置と中小会社法理」酒巻俊雄先生古希記念『二二世紀の企業法制』一一九—一二三

- (4) 中小企業庁のHPよりダウンロード可能。 [http://www.chusho.meti.go.jp/chu\\_top.html](http://www.chusho.meti.go.jp/chu_top.html) 参照。
- (5) 「試案」及び「補足説明」は、法務省のHPよりダウンロード可能。 <http://www.moj.go.jp/> 参照。
- (6) 経済産業省のHPよりダウンロード可能。  
<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/index.html> 参照。
- (7) なお、この報告書では反対に、株式公開を目指している企業（ベンチャー企業等）は検討の対象外とされている。中小企業の会計に関する研究会「中小企業の会計に関する研究会報告書」二九頁（経済産業省中小企業庁、平成一四年六月）。
- (8) 前掲三三頁。
- (9) 前掲六八頁。
- (10) 「公正なる会計慣行」として「中小企業の会計」を位置づけようとすることは、「中小企業の会計」の総論部分においても検討されているが、より詳細な説明として、武田隆二編『中小会社の会計—中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書の解説—」九三—九九頁（古賀智敏）（中央経済社、二〇〇三年）参照。
- (11) 日本税理士会連合会のHPにてダウンロード可能。  
<http://www.nichizeiren.or.jp/05zeimu/kijun.html> 参照。
- (12) 日本公認会計士協会のHPよりダウンロード可能。  
[http://www.jicpa.or.jp/technical\\_topics\\_reports/001/001-20030602.html](http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/001/001-20030602.html) 参照。
- (13) 金融庁のHPにてダウンロード可能。  
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2.html> 参照。
- (14) 金融庁「リレーシヨンシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保—」（平成一五年三月）四—五頁。
- (15) 中小企業庁のHPよりダウンロード可能。  
[http://www.chusho.meti.go.jp/chu\\_top.html](http://www.chusho.meti.go.jp/chu_top.html) 参照。
- (16) なお、この報告書では、最近の企業会計基準の動向を踏まえて、「固定資産の減損に係る会計基準」についても見直しを行っている。

- (17) 中小企業挑戦支援法は、会社設立を簡素化・迅速化するための措置を講ずることによって、創業を促進する目的をもって新事業創出促進法等を改正したものである。井上究・岡田俊郎「中小企業挑戦支援法の概要」商事法務一六四八号一六頁(二〇〇二年)参照。なお、この法律は、新事業創出促進法、中小企業等協同組合法ならびに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正を行うものであり、正式には、「中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」(平成一四年法律第一一〇号)という。
- (18) 中小企業挑戦支援法に基づく会社設立は、二〇〇四年三月一八日現在で一〇、〇八二社であり、資本金が一円のいわゆる「一円会社」の設立件数は四二九社である。二〇〇四年三月二〇日付日本経済新聞参照。なお、中小企業挑戦支援法の特例が認められた株式会社・有限会社をそれぞれ確認株式会社・確認有限会社という(新事業創出促進法一〇条一・二項)。
- (19) 「中小企業の会計」においても記帳の重要性は示されているが、さらに記帳の軽視はその企業の健全な発展を阻害するに等しいと指摘するものとして、武田・前掲注(10)中小会社の会計二二三頁(坂本孝司)参照。
- (20) 渡辺俊三「ブレア政権による中小企業政策の展開」中小企業季報二〇〇一年四号一五頁。また、近年の英国の中小企業政策については、同「英国の自営業者と中小企業政策」国民生活金融公庫総合研究所編「新規開業白書二〇〇三年版」一〇〇頁以下、同「一九九〇年代のイギリスの中小企業政策」修道商学三七巻二号一九七頁以下(広島修道大学、一九九七年)、三井逸友「今日の英国中小企業政策」経済学論集三〇巻二・三号一頁以下(駒沢大学、一九九九年)等においても詳しい。
- (21) SBSのHPよりダウンロード可能。  
[http://www.sbs.gov.uk/content/consultations/TSFBookleta\\_w.pdf](http://www.sbs.gov.uk/content/consultations/TSFBookleta_w.pdf) 参照。
- (22) 渡辺・前掲注(20)「英国の自営業者」一一二頁参照。
- (23) Think Small First 1 (2001).
- (24) 渡辺・前掲注(20)「ブレア政権による中小企業政策」一七頁。
- (25) Think Small First, supra note (23), at 18-19.
- (26) 公表された順に次の通りである。
- ① Modern Company Law for a Competitive Economy: The Strategic Framework (URN 99/654) (London, DTI, February 1999). 「競争力のある経済のための現代会社法—戦略的枠組み—」(一九九九年二月)

- ② Modern Company Law for a Competitive Economy : Developing the Framework (URN 00/656) (London, DTI, March 2000). (「競争力のある経済のための現代会社法—枠組みの展開—」(二〇〇〇年三月))
- ③ Modern Company Law for a Competitive Economy : Completing the Structure (URN 00/1335) (London, DTI, November 2000). (「競争力のある経済のための現代会社法—構造の完成—」(二〇〇〇年十一月))
- ④ Modern Company Law for a Competitive Economy : Final Report Volume 1 (URN 01/942) and Volume 2 (URN 01/943) (London, DTI, July 2001). (「競争力のある経済のための現代会社法—最終報告書—」(二〇〇一年七月))
- (27) Modernising Company Law (Cm 5553, July 2002). (以下、White Paperとす)。この白書は二巻から構成されており、第一巻では一九八五年会社法を改正する草案(ただし完全なものではない)を公表し、第一巻では当該草案のコメントを記述している。巻では一九八五年会社法を改正する草案(ただし完全なものではない)を公表し、第一巻では当該草案のコメントを記述している。
- (28) 英国における会社法改正作業については、伊藤靖史「イギリスにおける会社法改正—競争力ある経済のための現代的会社法 最終報告書」および白書「会社法の現代化」を中心に—同志社法学五四巻五号一頁以下(二〇〇三年)および同「イギリスにおける会社法改正の動向」森本滋編『比較会社法研究「二一世紀の会社法制度を模索して」』三五頁以下(商事法務、二〇〇三年)に詳しい。
- (29) プライベート・カンパニーとはわが国では私会社とも訳されるものであり、わが国の有限会社組織に近い会社である。他方パブリック・カンパニーは公開会社とも訳される。ここではプライベート・カンパニーについて、株式を公開していない会社という意味で用いることとする。なお、英国のプライベート・カンパニー法制については、拙稿「非公開会社(プライベート・カンパニー)法制の行方—英国の議論を参考にして—」高橋弘他編『現代民事法改革の動向』一八〇頁以下(成文堂、二〇〇一年)参照。
- (30) White Paper, supra note (27) para. 1. 2.
- (31) これはSBSの設立以前に公表された報告書「競争力のある経済のための現代会社法—戦略的枠組み—」において、すでに明らかにされている。Strategic Framework, supra note (26), executive summary at 7.
- (32) White Paper, supra note (27) paras. 4.24-4.25.
- (33) なお、このような類型に分けた場合には、プライベート・カンパニーについて小規模なものとするでないもの、パブリック・カンパニーについて株式等を上場しているものとするでないものがあるが、ここでは主として最初のものについて検討対象としている。

- (34) White Paper, supra note (27) paras. 4.19-4.20.
- (35) Id. para. 4.26. なお、小規模会社に対する会計制度の枠組みとFRSSEの動向については、河崎照行「英国会社法の改革と中小会社会計基準（FRSSE）のゆくえ」税経通信二〇〇三年一月号二七頁以下（税務経理協会）に詳しい。
- (36) White Paper, supra note (27) paras. 4.21-4.22.
- (37) この点について認識を同じくするものとして、尾崎安央「商法における中小企業会計法制に関する一考察」酒巻俊雄先生古希記念『二一世紀の企業法制』二〇五—二〇六頁（商事法務、二〇〇三年）参照。
- (38) 「要綱試案」では現在の有限会社を会社法の下で一本化することが方向として提示されている。この場合、現在公告義務のない有限会社にとっては不利益となるとの反論がみられるが、果たして公告させることが不利益なのかどうか疑問である。